

お知らせ

平成28年1月、個人番号カードの交付が始まります。

■問い合わせ
市民課窓口係(内線3065・3066)

「個人番号カード」(顔写真付きのICカード)の交付が始まります。「個人番号カード」の表面には氏名・住所・生年月日・性別、裏面にマイナンバー(個人番号)が記載されます。

個人番号カードの利用方法

- ①マイナンバーの提示が必要となさまざまな場面、マイナンバーを証明する書類として利用できます。
- ②本人確認のための公的な身分証明書として利用できます。
- ③電子証明書を搭載すると、各種行政手続のオンライン申請(e-Tax等)ができます。

申請および交付方法

平成27年10月以降、住民票の住所にマイナンバーが記載された「通知カード」を簡易書留で送付しています。

①「通知カード」と同封されている「個人番号カード交付申請書」に顔写真を貼り付け、必要事項を記入、押印の上、返信用封筒に入れてポストへ投函します。

②個人番号カードの交付準備が整うと、「個人番号カード交付通知書」(はがき)を送付しますので本人確認書類および通知カード等をお持ちになり市民課窓口へお越しください。

交付の際に持参するもの

- ①「個人番号カード交付通知書」(はがき)
- ②本人確認書類(運転免許証など)
- ③通知カード
- ④住民基本台帳カード(所有している方のみ)
- ※持参した上記①、③、④は交付時に回収します。
- 本人確認の上、ご自身で暗証番号を設定いただき、個人番号カードが交付されます。

交付手数料 無料

※ただし、紛失等による再交付の場合、手数料1,000円が必要です。

通知カードは受け取りましたか?

市民の皆さまへはマイナンバーの通知カードを11月から12月にかけて住民票の住所へ簡易書留で送付して

お知らせ

1月4日～2月1日は

償却資産の申告期間です。

■問い合わせ 資産税課(内線2264)

償却資産の申告はお済みですか?

償却資産とは、法人(会社)や個人が事業のために所有している構築物・機械装置・船舶・器具備品などの資産です。毎年1月1日時点で償却資産を所有している方、または市内の事業所に償却資産をリースされている方は申告が必要です。

なお、申告した償却資産の評価額の合計が150万円未満の場合は課税されません。(ただし申告は必要です。)

申告方法について

提出書類 ①償却資産申告書※今年度よりマイナンバーの記入が必要となります。忘れずに記入をお願いいたします。②種類別明細書(増加資産・全資産)③種類別明細書(減少資産)

●前年中に資産の増減がない場合
明細申告で前年中に資産の増減がない場合は、償却資産申告書のみ提出となりますが「17.備考」欄に「増減なし」と記入してください。

廃業、解散等により市内に資産がない場合

廃業、解散等により償却資産がない場合は、申告書の「17.備考」欄にその事由及び時期を記載してください。

企業の電算処理により申告される場合

全国的に統一された様式に合わせて1月1日現在の評価額を申告してください。また、種類別明細書については全資産を種類ごとに区分し、償却資産申告書にある合計額と一致するようにしてください。

※電子申告も受け付けております。ご利用に関してはeTax(エルトックス)ホームページをご覧ください。
<http://www.eltax.jp/>



申告期間 1月4日(月)～2月1日(月)
申告場所 資産税課(2階)申告用紙 12月中旬に送付していますが、市ホームページからもダウンロード可。(※ホームページ内検索で「償却資産申告」と検索)

いますが、受領頂けなかった通知カードを市民課で保管していますので3月31日(木)までに受け取りください。

受取に必要なもの

・本人確認書類(運転免許証など)
・印鑑(認印可)

受取場所 市役所1階市民課

※本人および同じ世帯の方の通知カードを受け取ることができません。世帯が異なる方の通知カードを代理で受け取るには委任状が必要です。

※保管期限までに受領いただけなかった通知カードは廃棄します。廃棄後に通知カードの交付を希望する場合は再交付扱いとなり1枚当たり500円の手数料が必要となります。

※詳細につきましては、ホームページをご覧ください。
<http://www.city.urasoel.jp/docs/2015102000122/>



主な償却資産

左の表は償却資産の種類別ごとの具体例となりますので、ご確認ください。また償却資産申告は資産の所有がない場合でも申告が必要となります。詳しくは、資産税課まで問い合わせください。

種類	主な償却資産
第1種 構築物(建物附属設備)	広告塔、独立煙突、受変電設備等、門、塙、ゴルフ場のネット設備、緑化施設、庭園、舗装路面(ヤシ等の駐車場舗装を含む)、家屋のテナントが施工した造作など(建物附属設備のうち、固定資産税において家屋として取り扱われなかったもの)
第2種 機械及び装置	旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、工事の要・発電設備、立体駐車場の機械装置など
第3種 船舶	ボート、漁船、油槽船、貨物船、作業船、台船、客船、遊覧船など
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種 車両及び運搬具	フォークリフトやタイヤシャボなどの大型特殊自動車(車両番号が0又は9で始まるもの)、荷車、手押車、構内運搬具など
第6種 工具・器具及び備品	測定・検査工具、治具、取付工具、切削工具、金型、家具(事務所・応接セット等)、電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務所用機器(パソコン等)、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器

その他 申告最終日は窓口の混雑が予想されます。早めの申告をお勧めします。

お知らせ

【最終案内】平成27年度「臨時福祉給付金」申請期限が迫っています!

■問い合わせ 臨時給付金支給室(870-1822)

市では、給付金の支給対象と思われる方へ、7月下旬以降に随時、下のような封筒で申請書を送付しています。

まだ申請がお済みでない方は、必ず期限内に申請されるようお願いいたします。

なお、申請書への記入・押印漏れや必要書類の添付がないなどの不備がある場合も、期限内に不備を補完する必要がありますのでご注意ください。

次に該当する方はお早めに問い合わせください。

- ①申請書等は届いていたが、紛失(または破損)してしまった。
- ②申請書等を提出して2か月以上経つが、結果通知が届かない。(または振込がない。)
- ③給付金の支給要件に該当すると思われるが、申請書等が届いていない。

支給対象者
・平成27年度分の住民税が課税されていない方(ただし、住民税において課税者の扶養となっている方、生活保護制度の被保護者となつている方は支給対象者

市では、給付金の支給対象と思われる方へ、7月下旬以降に随時、下のような封筒で申請書を送付しています。

お知らせ

平成27年度 不動産インターネット公売のお知らせ

■問い合わせ 納税課(内線2322・2324)

納税課では、納税の公平性を図るため差し押さえた財産(不動産)について、下記の通りインターネット公売を行います。

申込期間 1月7日(木)13時から22日(金)23時まで。

公売日時 1月29日(金)13時から2月5日(金)13時まで。

公売方法 公売は、ヤフー株式会社提供の「ヤフオーク」の官公庁オークションサイト上で、期間入札により実施します。

※官公庁オークションに参加するには、Yahoo! JAPAN IDや連絡用メールアドレスが必要です。詳しくは官公庁オークションヘルプをご覧ください。

※注意事項
1. 下記物件の農地(畑)については、糸満市農業委員会(糸満市役所内)で発行する「買受適格証明書」が必要です。「買受適格証明書」は1月27日(水)までに納税課まで郵送(必着)または直接持参し提出してください。

公売対象物件			
売却区分番号	対象財産	見積価額	公売保証金
27-1-1	所在:糸満市字大度内間原45番1 地目:畑 地積:224平方メートル	211万円	22万円
27-1-2	所在:沖縄市園田2丁目998番11 地目:山林 地積:85平方メートル	108万円	11万円

にはなりません。)

※税の申告がまだの方は、申告が必要になります。

受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日および年末年始を除く)

受付場所 市役所2階202会議室(児童家庭課の裏)

※詳細につきましては、ホームページをご覧ください。
<http://www.city.urasoel.jp/docs/2015072100082/>



浦添市の申請期限は
平成28年1月29日(金)
(郵送の場合は当日消印有効)となっています。
※申請期限を過ぎると申請の受付ができませんのでご注意ください!!

